

## 鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内に地域猫活動等を普及・定着させ、猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取数の減少を図るため、「鹿児島県地域猫活動等事業実施要領」（以下「要領」という。）に基づき事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「飼い主のいない猫」とは、動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。

2 この要綱において、「不妊・去勢手術」（以下「手術」という。）とは、雄の精巣の摘出、雌の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出をいう。

3 この要綱において、「地域猫活動」とは、地域住民の理解と合意のもと、「飼い主のいない猫」に手術を行った上、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行う活動をいう。

### (補助金の交付の対象となる事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業区分及び対象経費、交付対象者（以下「補助事業者」という。）、並びに補助率及び補助上限額は別表第1のとおりとする。ただし、算出された補助金額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は別表第2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）

(2) 事業計画書（別記第3号様式）

(3) 収支予算書（別記第4号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の提出期限は、知事が別に定める日とし、提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、事業の実施に当たっては、鹿児島県地域猫活動等事業補助金要綱及び知事が別に定める要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由については、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する別表に定める経費の区分ごとに20%を超える増減（ただし、交付額に変更がない場合を除く）
  - (2) 補助事業の内容の変更（ただし、事業実施期間の変更等軽微な変更を除く）
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、同項の規定により、当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 変更補助金所要額調書（別記第2号様式）
  - (2) 事業変更計画書（別記第3号様式）
  - (3) 変更収支予算書（別記第4号様式）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第7号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金所要額精算書（別記第2号様式）

- (2) 事業実績書（別記第10号様式）
- (3) 収支精算書（別記第4号様式）
- (4) 支出を証する書類（領収書の写し等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式によるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

事業区分	補助の対象となる経費	補助金の交付対象	補助率	補助対象経費の上限額
手術助成事業への補助	手術助成経費	市町村	補助対象経費の1/2以内	猫1頭につき上限1万円
地域猫活動への補助	手術経費	活動団体	補助対象経費の1/2以内	雄猫1頭につき上限1万円、雌猫1頭につき上限2万円とする。ただし、1団体あたり上限16万円とする。
	飼養管理経費		補助対象経費の10/10	1団体あたり上限3万円
飼い主のいない猫の譲渡活動への補助	飼養管理経費	活動団体	補助対象経費の10/10	1団体あたり上限3万円

別表第 2

補助対象経費	内訳
手術助成経費	市町村が区域内の地域猫活動を行う者に対し、地域猫の手術等に要する経費を助成する際の経費
手術経費	地域猫の手術等に要する経費
飼養管理経費	活動の対象とする猫の飼養管理に要する経費

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付申請書

年度において鹿児島県地域猫活動等事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業名

3 関係書類

- (1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

年度鹿児島県地域猫活動等事業（変更）補助金所要額（精算）調書

区分	1頭あたりの補助額 A		1頭あたりの 補助対象経費上限額 B		補助率 C	1頭あたりの 補助基本額 D		補助頭数 E		補助金所要額 F(D×E)	備考
	♂	♀	♂	♀		♂	♀	♂	♀		
不妊去勢手術補助経費			10,000	10,000	1/2						

- (注) 1 A欄には，雄雌ごとに補助額を記入する。  
 ただし，雄雌同額の場合も，どちらにも金額を記入する。  
 2 D欄には，A欄とB欄のいずれか低い方の額にC欄の補助率を乗じた金額を記入する。  
 3 E欄には，雄雌ごとに補助する頭数を記入する。  
 4 F欄には，D欄とE欄を雌雄毎に乘じ，その合計額を記入する。

年度鹿児島県地域猫活動等事業（変更）補助金所要額（精算）調書

区分	1頭あたりの手術金額 A		1頭あたりの補助対象経費上限額 B		補助率 C	1頭あたりの補助基本額 D		手術頭数 E		補助基本額 F (D×E)	補助上限額 G	補助金所要額 H	備考
	♂	♀	♂	♀		♂	♀	♂	♀				
不妊去勢手術経費			10,000	20,000	1/2						80,000		

(注) 1 A欄には，雄雌ごとに手術額を記入する。

2 D欄には，A欄とB欄のいずれか低い方の額にC欄の補助率を乗じた金額を記入する。

3 E欄には，雄雌ごとに手術する頭数を記入する。

4 F欄には，D欄とE欄を雌雄毎に乘じ，その合計額を記入する。

5 H欄には，F欄とG欄のいずれか低い方を記入する。

区分	必要経費 A	補助率 B	補助上限額 C	補助金所要額 D	備考
飼養管理経費		10/10	30,000		

(注) 1 D欄には，A欄の額にB欄の補助率を乗じた金額とC欄のいずれか低い方を記入する。

別記第2号様式（第4条，第7条，第9条関係）

【飼い主のいない猫の譲渡活動】

年度鹿児島県地域猫活動等事業（変更）補助金所要額（精算）調書

区分	必要経費 A	補助率 B	補助上限額 C	補助金所要額 D	備考
飼養管理経費		10/10	30,000		

（注）1 D欄には，A欄の額にB欄の補助率を乗じた金額とC欄のいずれか低い方を記入する。

鹿児島県地域猫活動等事業補助金事業（変更）計画書

事業の名称	
事業の目的	
事業内容	
事業実施期間	
事業を行う地域	
事業の対象となる 猫の頭数 (雌雄を記載すること)	
期待される効果	

鹿児島県地域猫活動等事業（変更）収支予算（精算）書

1 事業名

2 収入

（単位：円）

	予 算（精 算）額	備 考
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
市 町 村 費		
そ の 他 資 金		
計		

3 支出

（単位：円）

補助対象経費	予 算（精 算）額			内 訳			
	県 補 助 金	自己負担金他	計	内容	数量	単価	金額
計							

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で申請のあった 年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 内訳

補助対象経費	申請額	交付決定額

3 交付の条件

鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度鹿児島県地域猫活動等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 で補助金交付決定通知のあった 年度鹿児島県地域猫活動等事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県地域猫活動等事業補助金要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円  
(うち前回までの申請額 金 円)

2 内訳

補助対象経費	変更前額	変更後額	変更理由

3 関係書類

- (1) 補助金変更所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業変更計画書（別記第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（別記第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第7号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け（第 号）で申請のあった 年度鹿児島県地域猫活動等事業  
補助金の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第8号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で申請のあった 年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第6条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 内訳

補助対象経費	変更申請額	変更決定額

3 交付の条件

鹿児島県地域猫活動等事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度鹿児島県地域猫活動等事業実績報告書

年 月 日付け 第 号 の（変更）交付決定通知に基づき 年度鹿児島県地域猫活動等事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県地域猫活動等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 事業名

2 関係書類

- (1) 補助金所要額精算書（第2号様式）
- (2) 事業実績書（第10号様式）
- (3) 収支精算書（第4号様式）
- (4) 支出を証する書類（領収書の写し等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

鹿児島県地域猫活動等事業補助金事業実績書

事業の名称	
事業の目的	
事業実施内容	
事業実施期間	
事業を行った地域	
手術（飼養管理）した 猫の頭数 （雌雄を記載すること）	
事業実施後の状況	
今後の事業計画	

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け（第 号）で実績報告のあった 年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

2 内訳

補助対象経費	交付確定額

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく 年度鹿児島県地域猫活動等事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

預金口座番号

金融機関名

本・支店

当座

普通

号

フリガナ

預金口座名義人